

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第1回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会



令和5年3月23日（木）14:30～

{ 国スポ 総合開会式まであと920日 会期前競技まであと897日
障スポ まであと947日

向日町競輪場 選手管理センター305

第79回国民スポーツ大会

会期前：令和7年（2025年）9月6日（土）～9月25日（木）

本会期：令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第1回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会次第

日時：令和5年3月23日（木）14:30～

場所：向日町競輪場 選手管理センター305

1 開会

2 会議の公開等について

（1）会議公開方針（案）

（2）傍聴要領（案）

3 報告事項

（1）わた SHIGA 輝く国スポの概要

（2）わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会について

（3）いちご一会とちぎ国体 2022 自転車（トラック・レース）競技会実施状況報告

4 審議事項

（1）わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会開催基本計画（案）について

（2）わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会開催準備総合年次計画（案）について

5 閉会

※ 閉会后現地視察実施予定

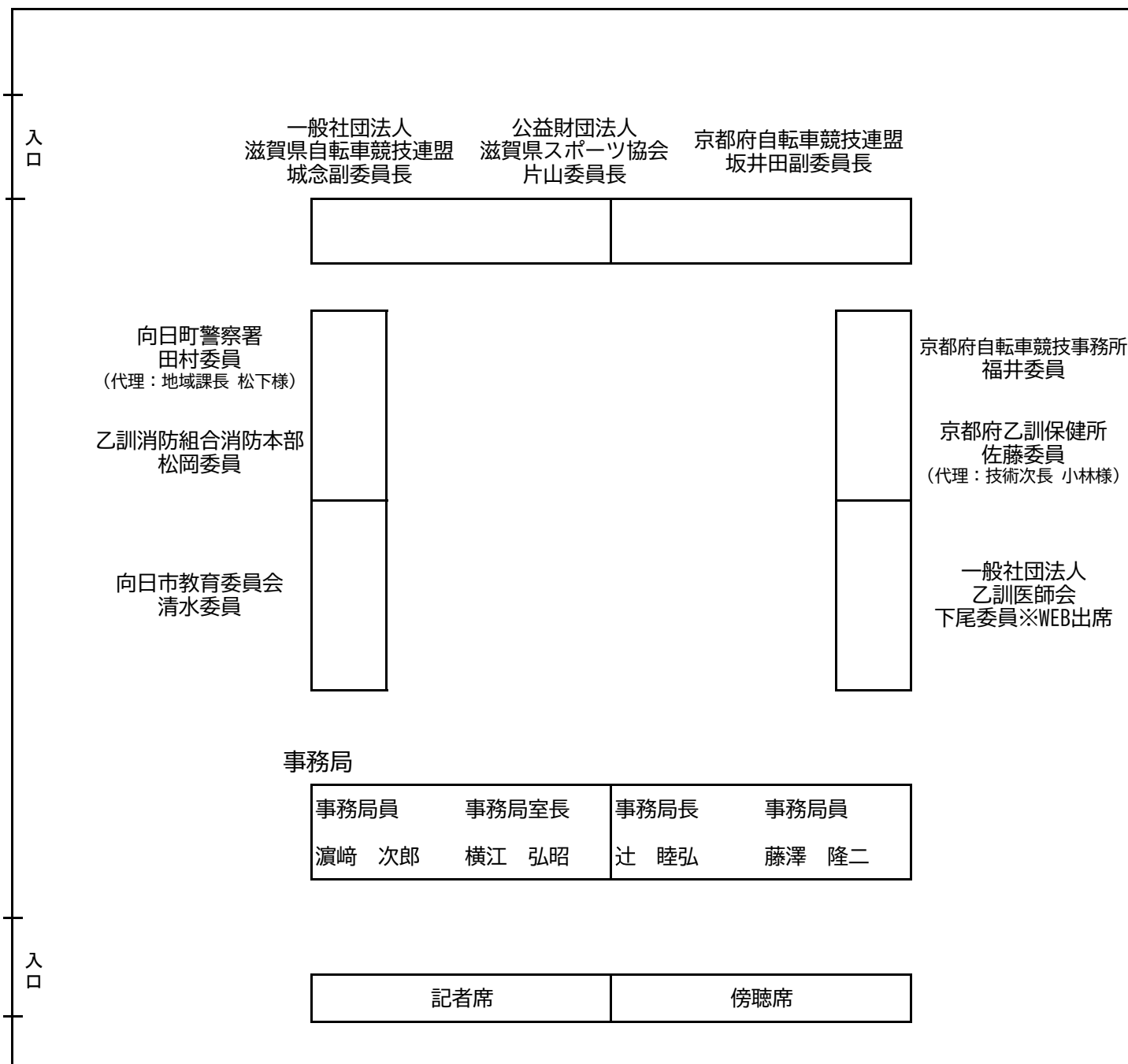
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 第1回自転車（トラック・レース）
競技会運営委員会 委員名簿

（順不同・敬称略）

役職名	所属		氏名
	機関・団体名	役職名	
委員長	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	事務局長	片山 彰一
副委員長	一般社団法人滋賀県自転車競技連盟	理事長	城念 久雄
副委員長	京都府自転車競技連盟	理事長	坂井田 米治
委員	京都府自転車競技事務所	所長	福井 景一
委員	一般社団法人乙訓医師会	会長	下尾 和敏
委員	京都府乙訓保健所	所長	佐藤 礼子
委員	京都府向日町警察署	署長	田村 博之
委員	乙訓消防組合消防本部	消防長	松岡 隆司
委員	向日市教育委員会	教育部長	清水 広行
事務局	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 実行委員会事務局 (滋賀県国スポ・障スポ大会局)	事務局長	辻 睦弘
		事務局室長	横江 弘昭
		事務局員	藤澤 隆二
		事務局員	濱崎 次郎
		事務局員	長谷川 務
		事務局員	柴田 一步

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
第1回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会 配席図

日 時	令和5年 3月23日（木）14：30～
場 所	向日町競輪場 選手管理センター 305室



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会自転車（トラック・レース）
競技会運営委員会会議公開方針（案）

第1 趣旨

この方針は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会自転車（トラック・レース）競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 運営委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が運営委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の通知

運営委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

運営委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10 名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10 名未満の数とすることができる。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が運営委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍聴要領（案）

自転車（トラック・レース）競技会運営委員会

自転車（トラック・レース）競技会運営委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 自転車（トラック・レース）競技会運営委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議開会時刻の20分前に、会場受付にお越しください。受付で住所と氏名の御記入をお願いします。
- (2) (1) により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1) により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他、会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

報告事項

- (1) わた SHIGA 輝く国スポの概要
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会について
- (3) いちご一会とちぎ国体 2022 自転車（トラック・レース）競技会実施状況報告

わた SHIGA 輝く国スポの概要

1 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 大会名称

現在、「国民体育大会(国体)」の名称で開催されているが、令和6年(2024年)大会以降、「国民スポーツ大会(国スポ)」に名称が変更される。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省および開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

5 開催時期・会期

令和7年(2025年)9月28日(日)～10月8日(水) 11日間

6 実施予定競技

<正式競技>(37競技)

●毎年実施競技(36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技(1競技)

ボクシング *クレ射撃(滋賀県未実施)

<特別競技>(1競技)

高等学校野球(硬式および軟式)

<公開競技>(7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

<デモンストレーションスポーツ>(開催県民を対象に開催県にて種目決定)

スポーツ拳法、ウォーキング、ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、スローイングビンゴ、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、里湖を地域で結ぶウォーキング、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3(初代・二代目)、ユニカール、ビリヤード、カローリング、スポーツ鬼ごっこ、キンボールスポーツ・レクリエーション、フットサル、ユニホック、ひこねスーパーカラム、還暦軟式野球、マリンスポーツフェスティバル、ネットでポンпой、モルック

7 大会の愛称・スローガン

愛称

わたSHIGA輝く国スポ

選手、ボランティアをはじめ、県民、来県者など滋賀県で開催する両大会に関わるすべての人が、様々な場面で主役として光り輝き、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指します。

スローガン

湖国の感動 未来へつなぐ

「琵琶湖」を擁する湖国滋賀で生まれた感動が、両大会に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるようにとの願いを込めています。

8 マスコットキャラクター

マスコットキャラクター

キャッフィー

2007年4月27日生まれ。
性別は不明ですが、自分のことを「ぼく」と呼びます。
出身地は琵琶湖・竹生島付近。
性格は、どんくさいわりにチャレンジ精神が旺盛で何事にも一生懸命。
子ども好きで人を楽しませることが大好きです。
ただ、陸上では疲れやすく、すぐに昼寝をしてしまいます。
得意なスポーツはサッカー、エアロビクス。
見た目のわりにスピーディでトランポリンもこなしますが、頭でっかちのせいか走るとよく転びます。
好きな食べ物はエビ。
得意技はキャッフィーターン。
名前は、ナマズの英名『キャットフィッシュ』から付けられました。



チャッフィー

2009年6月13日生まれ。
2つ下の幼なじみで、「キャッフィー」とは昔から仲の良い友達です。
泳ぐことは得意ですが、陸でのスポーツは少し苦手で「キャッフィー」に教えてもらっています。
少しどんくさい「キャッフィー」のフォローをしようと頑張りますが、たまに空回りしてしまうときもあります。
大会のマスコットキャラクターに選ばれて少し不安そうにしている「キャッフィー」の姿を見て、一緒に大会を盛り上げようと思い琵琶湖からやってきました。



「キャッフィー」と「チャッフィー」の愛称を合わせると「キャッチ」になり、人の心をキャッチする、という意味を込めました。

2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技会場地マップ

R5.1月 現在

●実施競技

国民スポーツ大会

- 正式競技/37競技
- 特別競技/1競技
- 公開競技/7競技

全国障害者スポーツ大会

- 正式競技/14競技

高島市



大津市



草津市



甲賀市



高島市

長浜市

米原市

彦根市

豊郷町 甲良町 多賀町
愛荘町

近江八幡市

東近江市

守山市

野洲市

竜王町

草津市

栗東市

湖南市

大津市

甲賀市

湖南市



※バレーボール(知)は、知的障害者が出場できる競技です。

野洲市



竜王町



日野町



長浜市



米原市



彦根市



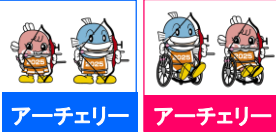
県市町共催

滋賀県・彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町



※ボウリングの競技会場は彦根市です。

愛荘町



東近江市



近江八幡市



※バレーボール(身)は、聴覚障害者が出場できる競技です。

県外開催競技



わたSHIGA輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会について

【これまでの経過】

- 令和３年８月 滋賀県開催準備委員会第１０回常任委員会において、向日町競輪場での開催が内定しました。
- 令和４年５月 自転車競技中央競技団体の正規視察を実施しました。
- 令和４年７月 ７月１４日（木）に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第７９回国民スポーツ大会の本県での開催が決定されました。
- 令和４年８月 ８月７日（日）に開催された県開催準備委員会第１０回総会にて、県外・県市町共催等運営委員会の設置が承認されました。
- 令和４年１２月 １２月９日（金）（公財）日本スポーツ協会国体委員会においてわたSHIGA輝く国スポ競技別会期が決定しました。

【競技概要】

- ・タイムトライアル：１km（男子）および５００m（女子）の個人タイムトライアル
- ・スプリント：２名から４名の競技者間で２周ないし３周で行うレース
- ・チーム・スプリント：対戦する２チーム（３名ずつ）が同時に、各競技者が１周ずつ先頭を走るレース
- ・チーム・パーシュート：対戦する２チームがトラックの両側からスタートするレース（４km）
- ・ケイリン：競技者（７名まで）は１５００mに近い距離を走行し、最終スプリントを競う
- ・スクラッチ：トラック競技場で行うロードレース
- ・ポイント・レース：最終成績をスプリントおよび周回獲得による得点により決定するレース

【競技会場】

- ・向日町競輪場（京都府向日市寺戸町西ノ段５）
（周長４００m）

【競技日程】

- ・令和７年（２０２５年）９月２２日（月）～９月２５日（木）
（ロードレースは２０２５年９月２１日（日）に開催）



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025





いちご一会とちぎ国体2022

自転車競技（トラック・レース）競技会実施状況報告



次 第

- ・ 競技日程および会場について
- ・ 競技運営について
- ・ 広報、おもてなしについて
- ・ 宿泊、輸送について
- ・ 医事、衛生について
- ・ 警備、消防について
- ・ 式典、会場整備について

競技日程および会場について

【日 程】

公式練習 10月3日(月)
4日(火)

競技会期 10月5日(水)
～8日(土)

【会場地】

宇都宮競輪場

種 目		10月5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)
タイムトライアル 男子1km 女子500m	成年男子			決勝	
	少年男子			決勝	
	女子				決勝
ケイリン	成年男子	1回戦	敗者復活戦・2回戦	準決勝	7-12位決定戦 決勝
	少年男子	1回戦	敗者復活戦・2回戦	準決勝	7-12位決定戦 決勝
	女子	1回戦	敗者復活戦・2回戦	準決勝	7-12位決定戦 決勝
スプリント	成年男子	予選	1/8決勝	1/4決勝 1/2決勝	3-4・5-8位決定戦 決勝戦
	少年男子	予選	1/8決勝	1/4決勝 1/2決勝	3-4・5-8位決定戦 決勝戦
ポイント・レース	成年男子		予選	決勝	
	少年男子		予選	決勝	
スクラッチ	成年男子		予選	決勝	
	少年男子		予選	決勝	
	女子		予選	決勝	
4kmチーム・パシュート	男子	予選	3-4位1-2位決定戦		
チーム・スプリント	男子	予選	3-4位1-2位決定戦		
	女子	予選	3-4位1-2位決定戦		

競技日程および会場について

いちご一会とちぎ国体自転車競技（トラック・レース）参加者数集計

(人)

種 目	10月5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)	合 計
選手・監督	578	578	578	578	2,312
大会役員・競技会関係者	11	3	4	1	19
競技役員	70	69	70	68	277
競技補助員	17	24	25	26	92
競技会係員	65	70	70	70	275
競技補助員（ボランティア）	9	9	9	10	37
その他関係者	40	40	40	40	160
視察員・報道員	183	118	98	74	473
一般観覧者	315	354	372	501	1,542
学校応援	692	161	-	-	853
合 計	1,980	1,426	1,266	1,368	6,040

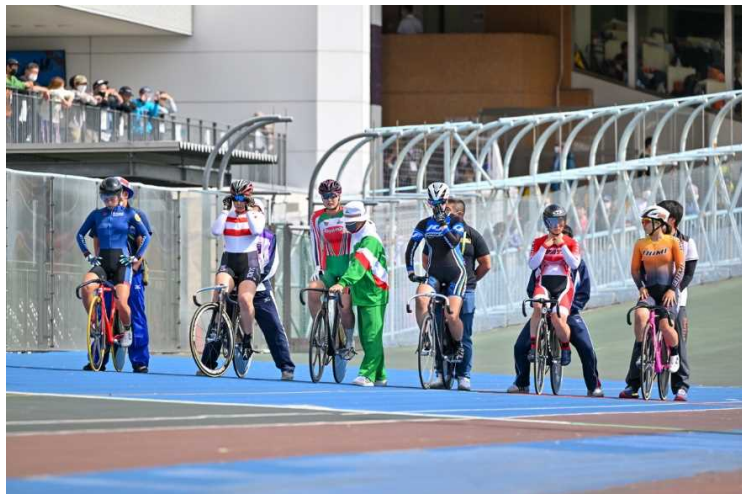
競技日程および会場について

競技場：宇都宮競輪場

メインスタンド



バンク内スタート

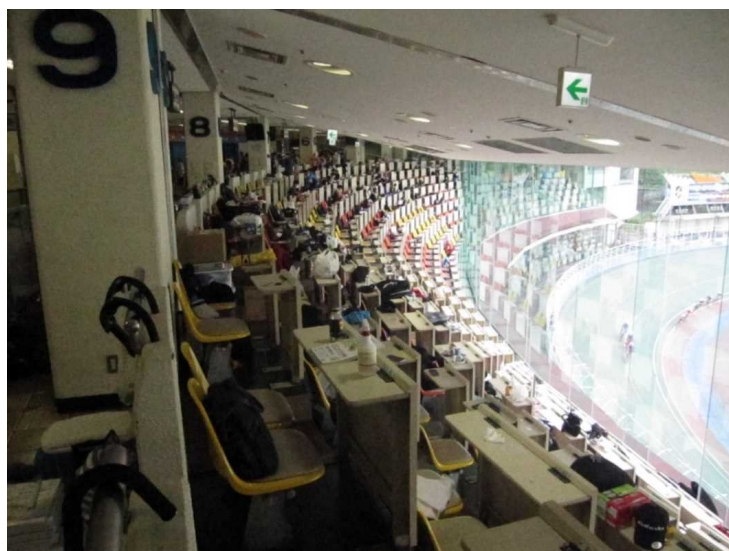


競技日程および会場について

記録速報掲示板

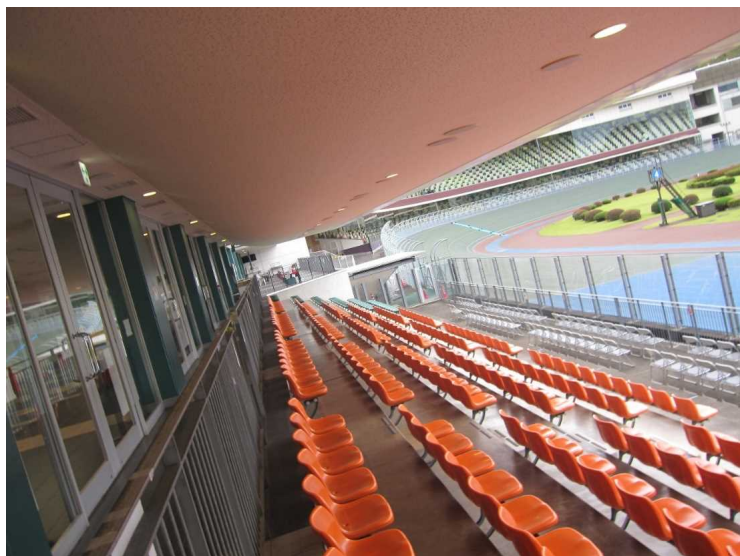


選手控所

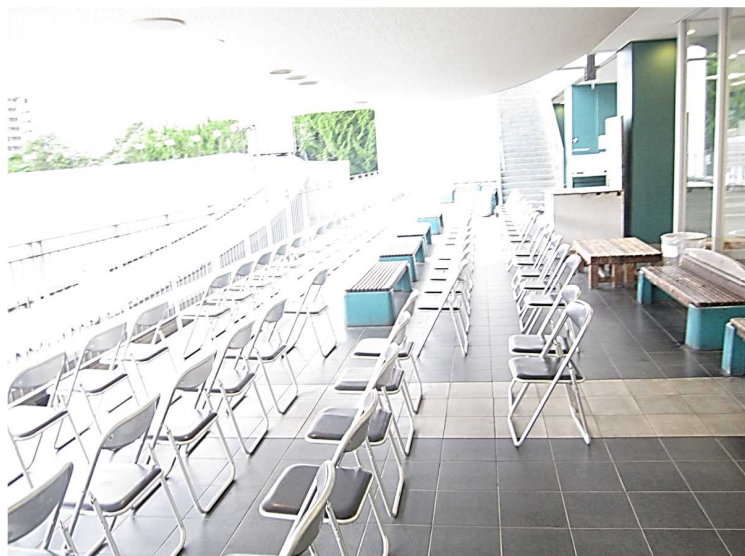


競技日程および会場について

学校観戦席・一般観覧席



一般観覧席



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・競技運営について

競技役員（栃木県自転車競技連盟等）

役割：競技運営に直接かかわる業務を担う。

所属：中央競技団体、開催県の競技団体、開催近隣都道府県の競技団体

人数：延べ277名（日最大：70名）

競技会係員（会場地市町村）※市実行委員会事務局除く。

役割：大会全般の運営に関わる業務を担う。

所属：宇都宮市役所職員

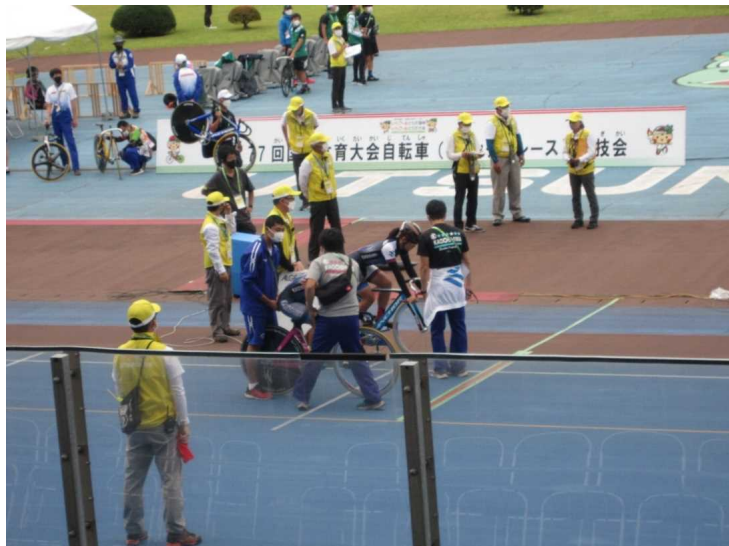
人数：延べ275名（日最大：70名）

※市実行委員会事務局は、国スポ・障スポ大会担当課の市職員で構成される。

競技運営について

バンク内

競技役員（ベスト・帽子：黄色）



自転車検車所

競技役員（ベスト・帽子：黄色）



競技運営について

選手受付

競技役員（ベスト・帽子：黄色）



係ミーティング：来場者検温係 競技係員（ベスト・帽子：赤色）



競技運営について

関係者受付

競技係員（ベスト・帽子：赤色）

実行委員会事務局

競技係員（ベスト・帽子：青色）



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・ 競技運営について

競技補助員（高校生の一般学生と自転車競技部員）

役割：競技役員の補助を行う。

（記録番組員、発走員、コーナー監察員、賞典員）

所属：作新高等学校・今市工業高等学校

人数：延べ92名（日最大：26名）

競技会補助員（ボランティア）

役割：競技会係員の補助を行う。（おもてなし係、弁当・環境美化係）

所属：※ボランティアのため、所属等は各々異なる。

人数：延べ37名（日最大：10名）

競技運営について

競技補助員

(ベスト・帽子：緑色 発送員)



競技補助員

(ベスト・帽子：緑色 賞典員)



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・広報、おもてなしについて

広報啓発関係

【内容】

国体周知のため、様々な媒体を用いた広報活動を実施されていた。

(主な広報媒体)

SNS、広報誌、テレビ、ラジオ、WEB記事、フリーペーパー、映画館でのCM

おもてなし関係

【内容】

『大会参加者にもう一度訪れてもらえるような心のこもったおもてなしの提供』を念頭に、開催機運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾、おもてなしコーナー、休憩所、案内所の設置、横断幕、看板の設置など様々な対応を実施された。

広報、おもてなしについて

PR動画「ガッツ石松、国体に挑む。」

市内48カ所デジタルサイネージで放映
公式SNS
宇津宮市実行委員会公式HP
宇津宮市公式YouTube



広報、おもてなしについて

宇都宮市役所前ポールフラッグ



オリオン通りビッグフラッグ



広報、おもてなしについて

旧パルコ壁面への国体広報



公用車への国体広報



広報、おもてなしについて

トートバッグ



スポーツアロママッサージ(無料)



広報、おもてなしについて

売店：こぎ水



売店：国体記念グッズ



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・宿泊、輸送について

宿泊関係

【内容】

県実行委員会および各市町村の実行委員会が設置する『合同配宿本部、合同配宿センター』で配宿業務を実施、計画の作成等は業者に業務委託をして実施された。

【配宿内容】

自転車競技は、競技役員、選手・監督ともに、那須町の宿泊施設に広域配宿を実施された。 ※ 延べ3,947名の配宿（日最大＝652名・競技1日目）

輸送関係

選手・監督等輸送用計画バスは1台のみ

宇都宮市内の小学校3校の学校観戦が行われた。（2日間 3校 計853人）

宿泊、輸送について

選手・監督用計画バス 1台

学校観戦スケジュール



観戦校一覧（競技名：自転車、会場：宇都宮競輪場）

観戦校	バス 台数	観戦時間	バス 乗車人数	学校名	学年	観戦人数	自転車 乗車人数	自転車 乗車人数	バス 乗車人数	バス 乗車人数	乗車人数	備考
9:30 10:00 ~ 11:00	11:15	戸部小学校	6・5 年生	217人	207人	10人	217人	バス	5台			
9:45 10:00 ~ 11:00	11:30	戸部小学校	6年生	124人	118人	6人	124人	バス	3台			
10/5 9:30 10:00 ~ 11:00	11:15	戸部小学校	4年生	123人	118人	5人		バス	3台			
13:35 14:00 ~ 15:05	15:25	富士見小学校	5年生	112人	108人	4人	360人	バス	3台			
13:25 14:00 ~ 15:15	15:35	富士見小学校	6年生	125人	120人	5人		バス	3台			
9:45 10:00 ~ 11:30	11:45	藤小学校	4年生	59人	57人	2人		バス	2台			
10/6 9:30 10:00 ~ 11:30	12:00	藤小学校	5年生	54人	52人	2人	155人	バス	2台			
9:15 10:00 ~ 11:30	12:15	藤小学校	6年生	42人	40人	2人		バス	2台			

バス 23台チャーター



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・医事、衛生について

医事関係

【内容】

自転車競技は、落車による怪我の対応のため会場に医師と看護師の常駐は必須となっている。

宇都宮市＝救護所に医師1名、看護師2名、市職員1名の4名体制で運営

※公式練習日（2日間）は看護師1名体制

救護実績：救急搬送2件、救護所対応10名



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



・医事、衛生について

衛生関係

【内容】

食品衛生対策実施要領や環境衛生対策実施要領を策定し、各要領の実施項目に合わせて対応された。

内容としては、弁当調製施設や宿泊施設に対する監視・指導、緊急対応時の連絡体制の確立等を実施された。

食品衛生：弁当、ふるまい（食品を提供するおもてなしや売店）に関すること

環境衛生：会場内外、宿舍の環境美化、飲料水の衛生対策に関すること

医事、衛生について

競技会場 弁当引換所：消費期限14:00まで



競技会場 ごみ分別



医事、衛生について

救護室 （医師1名 看護師2名）



おもてなし（ふるまい：黄ぶなっこもなか）



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



・警備、消防について

警備関係

【内容】

競技会係員（市職員）が駐車場での誘導対応を実施、それ以外の警備関係は業務委託をして対応された。

主に交通整理としての警備員動員：延べ64名

消防関係

【内容】

消防吏員の会場常駐はなく、有事の際にすぐに対応いただけるよう、連携をとられていた。



・式典、会場整備について

式典関係

【内容】

各種目の決勝実施後に表彰式、全日程終了後に総合表彰式を実施された。

運営主体は栃木県自転車競技連盟、宇都宮市は表彰物品の準備がメイン業務。

※ 副賞：各種目の第1位入賞者に授与（ぬいぐるみ）

※ 日本記録を更新された方には、宇都宮餃子100人前が贈られた。（2名）

式典、会場整備について

表彰式



記念撮影・1位入賞者にぬいぐるみ





・式典、会場整備について

会場整備関係

【内容】

入札の結果、業務委託会社、市実行委員会、栃木県自転車競技連盟、施設管理者と協議を重ね、競技会場の諸室等や仮設物の配置を検討された。

会場設営・撤去期間：設営 9月30日（金）から10月2日（日）の3日間

撤去 10月8日（土）から10月9日（日）の2日間

式典、会場整備について

バンク内



モニター放映(実況あり)



式典、会場整備について

大型モニター



競輪場閉鎖 8日間



式典、会場整備について

通告席・決勝審判台

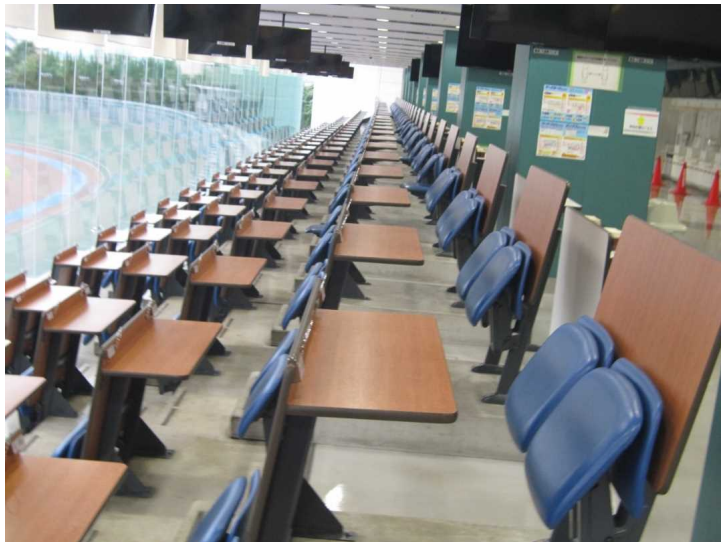


選手控所およびローラー練習場



式典、会場整備について

一般観覧席



福祉席・一般観覧席



式典、会場整備について

一般駐車場(3力所:計1420台)



選手監督駐車場(3力所:計189台)



式典、会場整備について

監督会議(シアターホール)



ドーピング検査会場



式典、会場整備について

ロイヤルボックス

観覧席



観覧席(皇族用)



式典、会場整備について

ロイヤルボックス

休憩席



パーティション



式典、会場整備について

自転車保管庫(選手控所後方)



自転車保管庫(選手控所後方)



審議事項

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会開催基本計画（案）について
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会開催準備総合年次計画（案）について

わたSHIGA輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会 開催基本計画（案）

わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会（以下「競技会」という。）は、京都府向日市での開催となることから、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会が、開催施設が所在する自治体、関係機関・団体等と連携を図り、万全な運営体制の確立に努めるとともに、国スポを契機とした新たな交流の輪を広げることに取り組み、自転車（トラック・レース）の競技の普及・振興に資することを目指す。

1 実施競技および競技会場

競技	種別	開催施設（所在市町）
自転車 （トラック・レース）	成年男子 少年男子 女子	向日町競輪場（京都府向日市）

2 総務企画関係

（１）総務

京都府向日市に現地事務所を設置し、競技会の開催準備を円滑に推進する。

また、競技会の運営に当たっては、実施本部を設置し、競技会運営に万全を期する。

（２）広報

競技会開催に向けて、各種イベントや広報媒体を計画的かつ効果的に活用し広報活動を展開する。

また、競技会の実施状況等を記録にとどめる。

（３）観光・おもてなし

特産品、土産品等の販売や観光パンフレット活用等により、滋賀県、京都府および向日市の魅力を紹介するとともに、競技会参加者等へ心のこもったおもてなしを行う。

3 施設関係

（１）競技施設

「わたSHIGA輝く国スポ大会競技施設基準」を踏まえ、競技会の運営に支障がないよう、施設管理者や競技団体等と十分協議し、既存の施設を最大限に活用する。

(2) 臨時仮設物

競技会運営に必要な臨時仮設物、案内所および休憩所等については、施設管理者、競技団体および関係機関等と十分協議し、競技会場やその周辺の安全を意識した動線計画と併せて整備する。

(3) 通信施設

競技会運営に必要な、通信設備や場内放送設備等を必要箇所に設置する。

4 競技式典関係

(1) 競技運営関係

ア 競技運営

競技運営の諸企画および実施に当たっては、競技団体および関係機関と十分な連携を図るものとする。

イ 競技役員等の編成

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき、競技団体や施設管理者等と十分協議して編成する。

ウ 競技用具等の整備

「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、競技団体や施設管理者等と十分協議し、計画的に整備する。

エ 記録業務

競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

(2) 式典関係

開始式および表彰式は、競技会運営に支障をきたさない規模および範囲で実施する。

(3) リハーサル大会

リハーサル大会を開催することで、万全な競技会運営体制の確立を図るとともに、わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会に対する関心を高める。

5 宿泊医事衛生関係

(1) 宿泊および食事

競技会参加選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下、「参加者」という。）の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会および会場地市町実行委員会（県外市町は除く。）が合同で設置する配宿本部で一元管理するとともに、一括で配宿を行

うこととする。

また、参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するよう努める。

(2) 医事・衛生

参加者および一般観覧者が、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関、団体等の協力を得て、医事・衛生対策（医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生）を実施する。

6 輸送・交通関係

競技会参加者および一般観覧者の輸送については、道路および交通の状況および環境等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行う。

また、期間中の交通安全と交通混雑の緩和の確保を図るため、実情に応じて適切な対策を講じる。

7 警備・消防関係

(1) 警備対策

競技会場、宿泊施設およびその周辺における、事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、競技会期間中には、関係機関・団体等との協力を得て防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

競技会場、宿泊施設およびその周辺における、火災その他の災害予防、災害発生時における情報収集・伝達・避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、競技会期間中の火災その他の災害予防、および災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関・団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

競技会場、宿泊施設およびその周辺における、大規模災害、突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助等に関する諸対策を講じる。

8 その他

記載のない項目については、別途定める。

わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会 （競技運営）開催準備総合年次計画（案）

年度 項目		令和4年度 (3年前)	令和5年度 (2年前)	令和6年度 (1年前)	令和7年度 (開催年)
県組織		県運営競技担当	現地事務所	実施本部 設置 リハ大会	本大会
運営委員会		構成検討・就任依頼	委員会開催 ※年1～2回程度		
総務 企画	総務	実施本部や関係機関との連絡調整 予算要求 基本計画	予算要求	予算要求	
	広報・報道記録		関連計画・マニュアル策定 ※必要に応じて随時		
	おもてなし		滋賀県HPや滋賀県広報誌等による広報 広報グッズ配布、のぼり、横断幕等の設置による広報（競技会場、関係機関等） 地域行事、地域団体等の各種イベントの参画による広報 メディアを活用した広報（ラジオ・関係機関広報誌・関係機関WEBサイト・ケーブルテレビ） 報道機関との調整・取材協力、開催記録の収集・編集等		
			案内所、休憩所、売店、歓迎装飾の検討・設置 観光案内、物産販売等の検討・設置		
施設		施設調整・会場	会場設計業務委託、会場設営・撤去業務委託、レイアウト等検討 施設補修に関する検討 仮施設設検討 通信体制検討 会場管理・環境美化の検討・マニュアル作成等	施設補修 仮施設整備・維持管理 通信施設整備・維持管理	
競技 式典	競技運営	競技用具整備調査・検討 競技役員等編成調査	競技用具整備詳細検討 競技役員・競技補助員編成検討、役員必携作成 競技会係員・競技会補助員編成検討、実施本部員マニュアル作成 ボランティア募集要項作成、ボランティア募集、ボランティア向け研修資料作成 競技別実施要項検討・作成、競技別プログラム検討 記録本部体制検討・マニュアル作成	競技用具整備 競技別プログラム作成 記録本部設置	
	式典		表彰式等の検討、式典要領、マニュアル検討・作成		
	リハ大会	日程等調整	各種準備	課題検証	
宿泊 医事衛生	宿泊・弁当	事前調査	宿泊施設実態調査・仮配宿計画・配宿名簿作成・宿泊意向調査 等 弁当業者候補検討・事業者選定基準作成・納入業者の決定 等		
	医事・衛生	事前調査	医療救護体制検討、関係者と協議 等 食品衛生・環境衛生検討、関係者との協議 等		
輸送 交通	輸送	事前調査	輸送計画・必要車両及び駐車場検討、関係者との協議 等		
	交通		交通安全および交通混雑対策検討、関係者との協議 等		
警備 消防	警備	事前調査	警備体制検討、関係者との協議 等		
	消防		消防体制検討、関係者との協議 等		

参考資料

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程
- (3) わた SHIGA 輝く国スポ競技別会期
- (4) わた SHIGA 輝く国スポ競技施設基準（自転車競技）
- (5) 第 79 回国民スポーツ大会第 24 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針
- (6) 第 79 回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、令和 7 年（2025 年）の第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に関係のある機関・団体の代表者および役職員
- (4) その他両大会開催準備および運営に関係のある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 80 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 県外・県市町共催等競技会運営委員会
- 2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。
- (総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算および収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 特別委員会の設置に関すること。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する
こと。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告し
なければならない。
- 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場
合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」
とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任
された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合におい
て、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」
とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。

(県外・県市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）
は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を
必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合におい
て、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」
とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に
諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項に
ついて調査し、審議を行う。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の種類等）

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（構成）

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（役員）

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること 3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること 6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関すること 7 輸送および交通に関すること 8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員会に限る。） 10 その他競技会を開催するために必要な事項に関すること
馬術 競技会運営委員会	
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	
ボウリング 競技会運営委員会	

第79回国民スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ) 競技会会期

式典	会場地	式典会場	式典 日数	式典日程										
				9月			10月							
				28 日 第1日	29 日 第2日	30 日 第3日	1 日 第4日	2 日 第5日	3 日 第6日	4 日 第7日	5 日 第8日	6 日 第9日	7 日 第10日	8 日 第11日
総合開会式	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	1	●										
総合閉会式		彦根総合スポーツ公園陸上競技場	1											●

【正式競技(本会期)】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日 第1日	29 月 第2日	30 火 第3日	1 水 第4日	2 木 第5日	3 金 第6日	4 土 第7日	5 日 第8日	6 月 第9日	7 火 第10日	8 水 第11日
陸上競技		全種別	彦根市	彦根総合スポーツ公園陸上競技場	5						●	●	●	●	●	
サッカー		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3							●		●	●	
				京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	2						●	●				
				少年男子	守山市	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）	5						●	●	●	●
		少年男子 少年女子	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	3						●	●	●			
		少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場	4						●	●	●	●		
		少年女子	大津市	伊香立公園芝生グラウンド	1						●					
テニス	全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	4		●	●	●	●							
ボート	全種別	大津市	関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）	4							●	●	●	●		
ホッケー	成年男子 成年女子	米原市	OSPホッケースタジアム（滋賀県立伊吹運動場）	4				●	●	●	●					
	少年男子 少年女子		米原市伊吹第1グラウンド	5				●	●	●	●	●				
ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	東近江市	東近江市能登川アリーナ	5		●	●	●	●	●					
バレーボール	6人制	成年男子	草津市	草津市立総合体育館	4	●	●	●	●							
		成年女子	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	4	●	●	●	●							
		少年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	4	●	●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民体育館	4	●	●	●	●							
バスケットボール		成年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4						●	●	●	●		
		成年女子	野洲市	野洲市総合体育館	4							●	●	●	●	
		少年男子	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	5						●	●	●	●	●	
		少年女子	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	5						●	●	●	●	●	
レスリング	成年男子 少年男子	栗東市	栗東市民体育館	4		●	●	●	●							
	女子			2		●	●									
セーリング		全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	4	●	●	●	●							
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	高島市	滋賀県立安曇川高等学校体育館	5						●	●	●	●	●	
ハンドボール		成年男子 成年女子	彦根市	プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）	5						●	●	●	●	●	
		少年男子	近江八幡市	あづちマリエート	5						●	●	●	●	●	
		少年男子 少年女子		近江八幡市立運動公園体育館	4						●	●	●	●		
		少年女子	彦根市	彦根グリーンアリーナ（彦根総合高等学校体育館）	2						●	●				
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜市民庭球場	4						●	●	●	●		
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館	5	●	●	●	●	●						
軟式野球		成年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場	1							●				
			草津市	草津グリーンスタジアム	2							●	●			
			守山市	守山市民球場	2							●	●			
			甲賀市	甲賀市民スタジアム	3							●	●	●		
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	4							●	●	●	●	
			日野町	大谷公園野球場	2							●		●		
相撲		成年男子 少年男子	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）	3		●	●	●							
馬術		成年男子 成年女子 少年	兵庫県 三木市	三木ホースランドパーク	5		●	●	●	●	●					
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	4		●	●	●	●						
柔道		成年男子 少年男子 女子	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ	3								●	●	●	
ソフトボール		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	3		●	●	●							
		成年女子	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド	3		●	●	●							
				高島市今津総合運動公園第2グラウンド	3		●	●	●							
		少年男子	草津市	草津市立野村運動公園グラウンド	3		●	●	●							
		少年女子	守山市	守山市民運動公園ソフトボール場	3		●	●	●							
			守山市民球場	3		●	●	●								
バドミントン		全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4	●	●	●	●							
弓道		全種別	彦根市	プロシードアリーナHIKONE（彦根市スポーツ・文化交流センター）	4	●	●	●	●							

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
ライフル射撃	25m	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場	3							●	●	●		
	50m	成年男子 成年女子	大阪府 豊能郡能勢町	能勢ライフル射撃場	4								●	●	●	
	10m	全種別											●	●	●	
	BR・BP	少年男子 少年女子														
剣道		全種別	湖南市	湖南市総合体育館	3		●	●	●							
ラグビーフットボール	7人制	成年男子	野洲市	滋賀県希望が丘文化公園	2							●	●			
		女子			2									●	●	
	15人制	少年男子			4						●	●		●	●	
スポーツライミング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園	3						●	●	●			
	ボルダリング	全種別			3						●	●	●			
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	伊庭内湖特設コース	4						●	●	●	●		
	スラローム	成年男子 成年女子	大津市	瀬田川特設カヌー会場	2							●	●			
	ワイルドウォーター				2						●			●		
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター兼荘グラウンド	3								●	●	●	
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）	3								●	●	●	
銃剣道		成年男子 少年男子	高島市	新旭体育館	3							●	●	●		
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	3		●	●	●							
ボウリング		全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根	5		●	●	●	●	●					
ゴルフ		成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	3	●	●	●								
		少年男子	甲賀市	ベアズバウ ジャパン カントリークラブ	3	●	●	●								
		女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	3	●	●	●								
トライアスロン		成年男子 成年女子	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	1	●										

【正式競技（会期前1回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
						9月											
						6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日	15 月	16 火	
水泳	競泳	全種別	草津市	（仮称）草津市立プール	3								●	●	●		
	飛込	全種別			3								●	●	●		
	水球	少年男子 女子			4			●	●	●	●						
	アーティスティック スイミング	少年女子			1	●											
	オープンウォーター スイミング	男子 女子	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場	1					●							
体操	競技	全種別	大津市	滋賀ダイハツアリーナ（滋賀アリーナ）	4							●	●	●	●		
	新体操	少年男子 少年女子			2	●	●										
	トランポリン	男子 女子			1				●								
バレーボール		少年男子 少年女子	長浜市	豊公園自由広場特設会場	4	●	●	●	●								

【正式競技（会期前2回目）】

競技	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程											
						9月											
						17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	京都府 向日市	向日町競輪場	4						●	●	●	●			
	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	東近江市	東近江市特設ロードレースコース	1					●							

【特別競技】

競技名	種目	種別	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程										
						9月			10月							
						28 日	29 月	30 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
						第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
高等学校野球	硬式	—	大津市	マイネットスタジアム皇子山（皇子山総合運動公園野球場）	3		●	●		●						
	軟式	—	甲賀市	甲賀市民スタジアム	3		●	●		●						
		—	高島市	高島市今津総合運動公園今津スタジアム	2		●	●								

【公開競技】

競技	会場地	競技会場	競技 日数	競技日程
綱引	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	2	9月6日（土）～9月7日（日）
ゲートボール	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）	2	9月6日（土）～9月7日（日）
武術太極拳	野洲市	野洲市総合体育館	2	8月30日（土）～8月31日（日）
パワーリフティング	栗東市	栗東市民体育館	2	9月20日（土）～9月21日（日）
グラウンド・ゴルフ	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	2	9月13日（土）～9月14日（日）
バウンドテニス	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	2	9月20日（土）～9月21日（日）
エアロビック	守山市	守山市民体育館	2	8月23日（土）～8月24日（日）

競技名	自 転 車	競技番号	15
-----	-------	------	----

基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース (1週の周長が少なくとも10km以上であり 10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容			
1 競技場は次のとおりとする。 ①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714mおよび250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。 ②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。 ③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて最小幅員3.5mの安全地帯を設ける。ここには危険な障害物を一切置いてはならない。 ④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部及びこれらの直線部と曲線部を結ぶ緩和曲線を有する。通常6°～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。 ⑤直線部 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って85～100cmの高さの胸壁又は金網柵を設ける。 ⑥胸壁又は金網柵 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドは競走には用いない。 ⑦競走路の標示線 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ・クーリングダウンのための補助走路を設ける。 ⑧補助走路 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 ⑨インフィールド 〔(公財)日本自転車競技連盟「自転車競技場及び施設に関する基準要項」から抜粋〕 2 ロードレースコースは、次のとおりとする。 ○競技大会の特性を考慮し、町から町への片道コース、大きく1周して戻るコース、環状コースを複数回周回するコース、P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する。 ○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の危険箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。 ○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。 ○1日ロードレースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。 ○随行車両がフィニッシュラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。 ○国民体育大会のロードレースコースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。 〔(公財)日本自転車競技連盟「ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。 (先催県の事例)			

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。

障スポの競技役員等の編成は、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および競技団体等と十分協議して行う。

- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。

- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員 ※国スポのみ		国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。

	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

（２） 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

障スポの競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備(実行)委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- （１） 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- （２） ２競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- （３） 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- （４） 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技役員	審判員
	運営員
	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等

競技補助員	競技役員の業務を補助する。
-------	---------------

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 79 回国民スポーツ大会 競技用具整備基本方針

第 79 回国民スポーツ大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。

1 整備の主体

国民スポーツ大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第 79 回国民スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体等と連携するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として県および会場地市町ならびに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具ならびに通常の競技会運営に要する量および質を超えて整備が必要な競技用具の整備については別に定めるものとし、他県との共同購入等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管および大会後の利活用等については、県および会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。